

3. 街なか居住の推進等による中心市街地の再生

国費 3, 0 1 1 億円

(1) 暮らし・にぎわい再生事業の創設

中心市街地の再生を図るため、国による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた意欲のある地区について、都市機能のまちなか立地及び空きビルの再生並びにこれらに関連する賑わい空間施設整備や計画作成・コーディネートに要する費用を総合的に支援する事業を創設する。



(2) まちづくり交付金の拡充

地域の創意工夫を活かしたまちづくり交付金による全国都市再生の推進をより一層図るため、事業規模の拡大を図る。

さらに、市町村の提案をより一層事業等に活かすことができるよう、国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画に基づく事業を行う地区で一定の要件を満たす場合、公共投資の効率化、地域振興のいずれにも貢献するものとみなし、交付限度額における市町村の提案事業枠を1割から2割に拡大する。

(3) 都市再生機構に対するまちなか再生・まちなか居住推進型 出資金制度の創設

中心市街地の再生を推進するため、地方公共団体の要請に基づき低未利用地を取得した上で、土地の集約化等権利調整を伴う事業を行い、地方公共団体と適切な役割分担を図りつつ、当該用地を核としてコーディネート、敷地整備、建物共同化等を進めることとし、このための用地取得等に対し出資金を充当する制度を創設する。

(4) その他

①中心市街地共同住宅供給事業の創設

中心市街地再生のための「選択と集中」の考え方にに基づき、意欲のある地区として選定された区域内における優良な共同住宅の供給を支援し、街なか居住の推進を図る事業を創設する。

②街なか居住再生ファンドによる街なか居住の推進

街なか居住再生ファンドを増額し、中心市街地における民間の多様な住宅等の供給事業を出資により支援し、街なか居住の推進を図る。

③民間再開発促進基金の拡充

債務保証の対象に、優良建築物等整備事業等、住宅市街地総合整備事業の建設資金を加えるとともに、保証限度額を撤廃するなどの拡充を行う。